

大阪市社会福祉協議会広告掲載要項

(目的)

第1条 この要項は、大阪市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報誌等の印刷物や、インターネット上のホームページ等に掲載する広告の取扱いを定め、福祉関連情報の適切な提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。なお、広告を掲載中であっても該当するに至った場合は同様とする。

- (1) 法令等で禁止され、または法令に抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 福祉サービスの向上を妨げるおそれのあるもの
- (4) 人権侵害のおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人の宣伝に係るもの
- (6) 当該広告事業の内容を本会が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (9) 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) その他本会が広告掲載を行う広告として不適切であると本会事務局長が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告について、規格、制限事項、掲載位置、掲載期間、広告掲載料金（以下「広告料」という。）、選定方法等については、事務局長が別途定める。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集については、ホームページ等を通じて周知する。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、本会広告掲載申込書により、指定する期間内に事務局長あて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 事務局長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について、広告主に広告掲載決定通知書により通知する。

(広告料)

第7条 広告料については、類似広告の市場価格等を勘案し、別途定める。

2 広告料は、指定期日までに一括前納することを原則とする。

(広告原稿及びデータの作成並びに提出)

第8条 広告主は、広告原稿及びデータを作成し、指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿及びデータは、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告料の返還)

第9条 徴収した広告料は返還しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を返還することがある。

(広告掲載の取消し)

第10条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主または広告取扱者への催告、その他何らの手続を要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) その他必要と認めたとき

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主または広告取扱者は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附 則

- 1 この要項は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成25年11月1日から施行する。
- 3 この要項は、平成29年4月1日から施行する。